

答弁書第一〇号

内閣参質一九八第一〇号

平成三十一年二月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

参議院議長 伊達 忠 一 殿

参議院議員川田龍平君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などが検討している大会開催期間中の法外な首都高通行料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員川田龍平君提出東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会などが検討している大会開催期間中の法外な首都高通行料に関する質問に対する答弁書

二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）における交通マネジメントの在り方については、大会における輸送運営計画を作成する東京都及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）において、平成二十九年六月に交通工学、物流等の専門的見地から検討を行うことを目的とする「東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会交通輸送技術検討会」を設置し、これまで、大会期間中の混雑の回避に向けた企業や個人に対する協力の呼び掛けや、高速道路における入口閉鎖などを含めた幅広い観点で検討を進めてきているものと承知している。

その上で、お尋ねの「それらを排除し、通行料を値上げするという通行抑制策の採用を検討するに至った」の意味するところが必ずしも明らかではないが、本年二月六日に行われた同検討会では、「都市活動の安定と円滑な大会輸送の両立を図る追加対策（首都高の流動確保策）が必要」であるとして、「混雑している区間や時間帯に課金することで、利用を抑制して、首都高の交通流動を確保」する「料金施策」や、「ナンバ

「プレート規制」等の「通行車両の制限」について検討がなされたが、その結論は得られていないものと承知している。

いずれにせよ、政府としても、円滑な大会輸送が実現されるよう、引き続き東京都及び組織委員会に協力してまいりたい。